

岡山市高压ガス保安法 審査基準

岡山市消防局

目 次

第1章 製造の許可

第2章 製造の変更許可

第3章 貯蔵所の許可

第4章 貯蔵所の変更許可

第5章 製造のための施設又は貯蔵所の設置の完成検査

第6章 製造のための施設又は貯蔵所の変更の完成検査

第7章 輸入検査

第8章 保安検査

第9章 容器検査

第10章 特別充填の許可

第11章 容器再検査

第12章 附属品検査

第13章 附属品再検査

第14章 容器検査所の登録又は更新

第15章 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更

制定・改正の経緯

制定 平成30年3月27日岡消予第3046号通知（平成30年4月1日施行）

一部改正 令和7年3月31日岡消予第3188号通知（令和7年4月1日施行）

第1章 製造の許可

1 根拠法令及び条項

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項

2 関係法令

- (1) 高圧ガス保安法第7条、第8条及び第11条
- (2) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条及び第4条
- (3) 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第3条及び第5条から第9条まで
- (4) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第3条及び第5条から第9条まで
- (5) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第3条及び第5条から第8条の2まで

3 審査基準

- (1) 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）
- (2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）
- (3) 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）
- (4) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成29年20170718保局第1号）
- (5) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成24年20121204商局第6号）
- (6) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成28年20160920商局第3号）
- (7) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（平成28年20160920商局第2号）
- (8) 高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について（平成9年平成09・04・21立局第6号）
- (9) 高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について（平成28年20160323商局第2号）
- (10) 既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）（昭和57年57立局180）
- (11) 既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）（昭和58年58立局204）
- (12) 既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）（昭和59年59立局575）
- (13) 既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成26年20140519商局第1号）
- (14) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について（令和6年20240219保局第1号）

4 標準処理期間

28日（申請日の翌日から起算し、許可書又は不許可通知書の交付日までとする。休日等（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第2章 製造の変更許可

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第14条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第8条及び第11条
- (2) 高压ガス保安法施行令第3条及び第4条
- (3) 冷凍保安規則第3条及び第5条から第9条まで
- (4) 液化石油ガス保安規則第3条及び第5条から第9条まで
- (5) 一般高压ガス保安規則第3条及び第5条から第8条の2まで

3 審査基準

- (1) 高压ガス保安法施行令関係告示
- (2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- (3) 高压ガス設備等耐震設計基準
- (4) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (5) 一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (6) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (7) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について
- (8) 高压ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について
- (9) 高压ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について
- (10) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）
- (11) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）
- (12) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）
- (13) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について
- (14) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について

4 標準処理期間

21日（申請日の翌日から起算し、許可書又は不許可通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第3章 貯蔵所の許可

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第16条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第16条第2項
- (2) 高压ガス保安法施行令第5条
- (3) 液化石油ガス保安規則第21条から第24条まで
- (4) 一般高压ガス保安規則第20条から第23条まで

3 審査基準

- (1) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- (2) 高压ガス設備等耐震設計基準
- (3) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (4) 一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (5) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (6) 高压ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について
- (7) 高压ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について
- (8) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）
- (9) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）
- (10) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）
- (11) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について

4 標準処理期間

28日（申請日の翌日から起算し，許可書又は不許可通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第4章 貯蔵所の変更許可

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第19条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第16条第2項
- (2) 高压ガス保安法施行令第5条
- (3) 液化石油ガス保安規則第21条から第24条まで
- (4) 一般高压ガス保安規則第20条から第23条まで

3 審査基準

- (1) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- (2) 高压ガス設備等耐震設計基準
- (3) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (4) 一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (5) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について
- (6) 高压ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について
- (7) 高压ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について
- (8) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）
- (9) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）
- (10) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）
- (11) 既存高压ガス設備の耐震性向上対策について

4 標準処理期間

21日（申請日の翌日から起算し、許可書又は不許可通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第5章 製造のための施設又は貯蔵所の設置の完成検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第20条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第8条第1号又は第16条第2項
- (2) 高压ガス保安法第20条第3項
- (3) 冷凍保安規則第21条及び第25条
- (4) 液化石油ガス保安規則第32条及び第36条
- (5) 一般高压ガス保安規則第31条及び第35条

3 審査基準

- (1) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (2) 高压ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事の変更時における完成検査について（平成14年平成14・03・25原院第9号）
- (3) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し、検査証又は不合格通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第6章 製造のための施設又は貯蔵所の変更の完成検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第20条第3項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第8条第1号又は第16条第2項
- (2) 高压ガス保安法第20条第3項
- (3) 冷凍保安規則第21条及び第25条
- (4) 液化石油ガス保安規則第32条及び第36条
- (5) 一般高压ガス保安規則第31条及び第35条

3 審査基準

- (1) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (2) 高压ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事の変更時における完成検査について
- (3) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し、検査証又は不合格通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第7章 輸入検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第22条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第22条第3項及び第4項
- (2) 冷凍保安規則第31条, 第31条の3及び第32条
- (3) 液化石油ガス保安規則第45条, 第45条の3及び第46条
- (4) 一般高压ガス保安規則第45条, 第45条の3及び第47条

3 審査基準

- (1) 製造施設の位置, 構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- (2) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)
- (3) 高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて (平成28年20161025商局第5号)
- (4) 高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて (平成30年20180222保局第4号)

4 標準処理期間

7日 (検査日から起算し, 合格証又は不合格通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。)

第8章 保安検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第35条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第8条第1号及び第35条第4項
- (2) 冷凍保安規則第40条及び第43条
- (3) 液化石油ガス保安規則第77条及び第80条
- (4) 一般高压ガス保安規則第79条及び第82条

3 審査基準

- (1) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
- (2) 保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号）
- (3) 液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し、検査証又は不合格通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第9章 容器検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第44条第1項

2 審査基準

- (1) 高压ガス保安法第44条第4項及び第45条
- (2) 高压ガス保安法施行令第18条第2項第3号
- (3) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第4条から第8条まで
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第4条から第6条まで

3 審査基準

- (1) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目，容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号）
- (2) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (3) 容器保安規則の機能性基準の運用について（平成25年20130409商局第4号）
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（平成28年20160613商局第4号）

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し，検査後の処置等実施日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第10章 特別充填の許可

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第48条第5項

2 審査基準

- (1) 高压ガス保安法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格している容器であること。
- (2) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (3) 容器保安規則の機能性基準の運用について
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について
- (5) 保税扱いの高压ガス容器，高压ガスの輸出専用の高压ガス容器等の特別充填について（内規）（平成23年平成23・09・01原院第1号）
- (6) 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（平成30年20180223保局第2号）

3 標準処理期間

14日（申請日の翌日から起算し，許可書又は不許可通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第11章 容器再検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第49条第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第49条第2項から第4項まで
- (2) 高压ガス保安法施行令第18条第2項第4号
- (3) 容器保安規則第24条から第26条まで, 第36条, 第37条
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則第15条から第17条まで及び第27条
- (5) 岡山市高压ガス保安法施行細則（平成30年市規則第43号）第3条

3 審査基準

- (1) 容器保安規則に基づき表示等の細目, 容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号）
- (2) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器的規格等の細目, 容器再検査の方法等を定める告示
- (3) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (4) 容器保安規則の機能性基準の運用について
- (5) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し, 検査後の処置等実施日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第12章 附属品検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第49条の2第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第49条の2第4項及び第49条の3
- (2) 高压ガス保安法施行令第18条第2項第6号
- (3) 容器保安規則第13条から第18条まで
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則第9条から第12条まで

3 審査基準

- (1) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目，容器再検査の方法等を定める告示
- (2) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (3) 容器保安規則の機能性基準の運用について
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し，検査後の処置等実施日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第13章 附属品再検査

1 根拠法令及び条項

高压ガス保安法第49条の4第1項

2 関係法令

- (1) 高压ガス保安法第49条の4第2項及び第3項
- (2) 高压ガス保安法施行令第18条第2項第7号
- (3) 容器保安規則第27条から第28条まで及び第38条
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則第18条から第20条まで及び第28条
- (5) 岡山市高压ガス保安法施行細則第4条

3 審査基準

- (1) 容器保安規則に基づき表示等の細目，容器再検査の方法等を定める告示
- (2) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器的規格等の細目，容器再検査の方法等を定める告示
- (3) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (4) 容器保安規則の機能性基準の運用について
- (5) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について

4 標準処理期間

7日（検査日から起算し，検査後の処置等実施日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

第14章 容器検査所の登録又は更新

1 根拠法令及び条項

高圧ガス保安法第49条第1項及び第50条第3項

2 関係法令

- (1) 高圧ガス保安法第50条第4項
- (2) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号
- (3) 容器保安規則第30条から第33条まで
- (4) 国際相互承認に係る容器保安規則第21条から第24条まで

3 審査基準

- (1) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
- (2) 容器保安規則の機能性基準の運用について
- (3) 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について

4 標準処理期間

21日（申請日の翌日から起算し、登録票又は不登録通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）

5 その他

複数の規則の適用を受ける容器検査所の場合（例：容器保安規則の適用を受ける容器を検査し、かつ、国際相互承認に係る容器保安規則の適用を受ける容器も検査する場合）は、同一の場所で容器検査を行う場合については、一の容器検査所とみなす。

第15章 容器に充填する高圧ガスの種類又圧力の変更

1 根拠法令及び条項

高圧ガス保安法第54条第1項

2 関係法令

- (1) 高圧ガス保安法第44条第4項及び第50条第4項
- (2) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号
- (3) 容器保安規則第9条

3 審査基準

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

4 標準処理期間

14日（申請日の翌日から起算し、認定又は不認定通知書の交付日までとする。休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。）